

「食物アレルギー」に関する学校の防止対策及び対応について

子どもたちの命を守り、保護者の方にも安心して送り出してもらえるような学校を目指し、以下の通りのアレルギー対応を徹底します。

【未然防止策について】

- ① 生徒の『安全カード』の記載内容を複数人で確認し、教職員間で内容を周知・共有します。
- ② アレルギーに関する研修を徹底します。
- ③ 特定原材料アレルギー品目を授業の教材としては取り扱いません。また、調理実習や校外学習・宿泊行事時は事前に保護者へ周知し、アレルギー調査を行い確実に対応します。
- ④ アレルギー品目以外の食物を教材として使用する場合においても、事前に生徒の状況を確認し使用方法に配慮します。

【アレルギー反応と思われる症状を確認時】

- ① 対応した教職員の判断だけで対応せず、養護教諭および管理職への報告体制を徹底します。
- ② 事案が生起してからの経緯・経過を記録し、保護者や救急の方へ伝えます。
- ③ 教室で体調が悪くなった時等、生徒を個人で保健室等に行かせるのではなく、教職員が必ず付き添います。
- ④ ショック症状等の緊急性があると判断される時は、先に『119番通報』をします。

吹田市立第六中学校
校長 須藤 渉